平成２３年（フ）第２８３号
愛知県豊田市梅坪町９丁目４番地５　フェスタ80―207号、前住所愛知県豊田市下林町７丁目24番地
破産者　小久保慶子
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
千葉県流山市十太夫90番地の５　新Ｃ15街区７、開始決定時の住所名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ケ丘中６号棟203号
破産者　前川　右文
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８６０号
京都市山科区小山姫子町19番地の30
破産者　宮田　重行
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
山口県萩市大字江向32番地
破産者　田中　和也
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第７０号
熊本県八代市中北町3703番地13、開始決定時の住所熊本県八代市古城町1970番地３　Ａ102
破産者　川﨑　満広
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７１号
熊本県八代市中北町3703番地13、開始決定時の住所熊本県八代市古城町1970番地３　Ａ102
破産者　川﨑　千春
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３０８号
愛知県豊川市西香ノ木町２丁目44番地
破産者　菓子処籌屋こと　本松　敬三
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３７号
滋賀県彦根市大藪町2054番地、開始決定時の住所滋賀県彦根市平田町194番地１　アパルタメントアームズ101
破産者　清水　祐一
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５６２号
堺市西区鳳東町５丁473番地５
破産者　伊勢村正人
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５６３号
堺市西区鳳東町５丁473番地５
破産者　伊勢村和美
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１２号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁219番地11、前住所福岡市中央区春吉１丁目13番20―901号
破産者　是永　幸蔵
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
大阪府和泉市池田下町1205番地の８、前住所堺市南区御池台３丁47番13号
破産者　村上　勝男
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３８号
広島市中区八丁堀12番４号　１Ｆ、破産手続開始決定時の住所広島市中区八丁堀４番16号　３Ｆ
破産者　若木　励雄
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５６号
広島市西区古江上１丁目686番地１　404号室
破産者　柳田　享祐
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１号
愛媛県今治市東村南１丁目５番35号　第３コーポ唐子101号、開始決定時の住所愛媛県今治市郷桜井４丁目５番61号
破産者　神谷龍太郎
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６６号
愛媛県今治市松木233番地１　アバンティハイツ205号、住民票上の住所愛媛県今治市四村52番地１
破産者　別宮　健二
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１９８号
千葉県山武郡大網白里町みどりが丘１丁目23番地４　グリーンヒルズⅠ棟101号、開始決定時の住所千葉県東金市日吉台７丁目５番地13
破産者　宝商事こと　藤木　克也
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係